定策物施設の定期点検制度



危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、危険物取扱者又は危険物取扱者の立会いを受けた者などに、消防法で定める構造や設備の基準に適合しているかどうかについて定期に点検させ、その点検記録を一定の期間保存しなければなりません。

(消防法第14条の3の2)





- 製造所 (指定数量の倍数が10以上、又は地下貯蔵タンクを有するもの)
- 屋内貯蔵所 (指定数量の倍数が150以上)
- 屋外貯蔵所 (指定数量の倍数が100以上)
- 移動タンク貯蔵所

- 屋外タンク貯蔵所 (指定数量の倍数が200以上)
- ●地下タンク貯蔵所
- 給油取扱所(地下貯蔵タンクを有するもの)

● 一般取扱所(指定数量の倍数が10以上、又は地下貯蔵タンクを有するもの)



マーカーが付されている危険物施設は、 (目視点検)のほか、地下貯蔵タンク等や地下埋設配管の (漏れの点検)が必要です。

目視点検の概要

漏れの点検の概要

点検内容

点検記録表の項目に沿って、 目視で異常の有無を確認するもの タンクや配管内部をガスや液体で加減圧して、 圧力変化の有無により<mark>漏れ</mark>がないか確認するもの



点検実施者

危険物取扱者 又は 危険物取扱者の立会いを受けた者 危険物取扱者又は危険物取扱者の立会いを受けた者で、 点検方法に関する知識及び技能を持った資格者



1年以内に1回以上



1年以内に1回以上

(ただし、移動貯蔵タンクは5年以内に1回以上、地下貯蔵タンク及び地下埋設配管については、構造や設置年数等により、3年以内に1回以上となる場合や点検を要さない場合があります。)

記録の保存

点検実施日から3年間

点検実施日から3年間

(ただし、**移動貯蔵タンク**の点検記録は 10 年間保存し、当該車両に<mark>積載</mark>しておく必要があります。)



- ※ 点検結果は、消防署に報告する義務はありませんが、消防署員が立入検査を実施する際に点検の実施状況や保存状況を確認するため、**点検記録表の提示**を求める場合があります。
- ※ 点検を実施しなかった場合、**許可の取消し**又は**使用停止命令**の対象となります。
- ※ 点検記録を作成せず、虚偽の点検記録を作成し又は点検記録を保存しなかった場合は、30 万円以下の罰金又は 拘留の処罰を受ける場合があります。
- ※ 詳しくは、札幌市公式ホームページに掲載している「危険物施設の定期点検ガイド」をご覧ください。 こちらで漏れの点検時期の確認や点検記録表をダウンロードすることができます。 http://www.city.sapporo.jp/shobo/yobo/kikenbutsu/shisetsu/guide.html